国家試験

第30回管理栄養士国家試験の施行

栄養士法（昭和22年法律第245号）第５条の２の規定に基づき、第30回管理栄養士国家試験を次のとおり施行する。

平成27年10月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

２　試験期日　平成28年３月20日（日曜日）

３　試験科目　管理栄養士国家試験の試験科目は、次のとおりである。

ア　社会・環境と健康
イ　人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
ウ　食べ物と健康
エ　基礎栄養学
オ　応用栄養学
カ　栄養教育論
キ　臨床栄養学
ク　公衆栄養学
ケ　給食経営管理論

４　受験資格

⑴　修業年限が２年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、次のアからオまでに掲げる施設において３年以上栄養の指導に従事した者（平成28年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）

ア　寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの
イ　食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設
ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校
エ　栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関
オ　アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

⑵　修業年限が３年である栄養士養成施設（⑸に該当する養成施設を除く。）を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において２年以上栄養の指導に従事した者（平成28年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

⑶　修業年限が４年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において１年以上栄養の指導に従事した者（平成28年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　修業年限が４年である管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者（平成28年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

⑸　修業年限が３年である栄養士養成施設であって、厚生労働大臣が栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第５条の４第３号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者

５　受験の手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第２号）第７号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　コンピューター入力カード

㋒　写真（縦６センチメートル、横４センチメートルとし、出願前６月以内に脱帽正面で撮影した上半身像であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。）

イ　４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　免許等照合書及び実務証明書又は実務終了見込証明書

この場合、実務終了見込証明書を提出した者にあっては、平成28年３月31日（木曜日）までに規定の実務を終え、平成28年４月１日（金曜日）から同年４月７日（木曜日）までに規定の実務を終えた証明書を提出すること。

ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類　免許等照合書又は卒業・履修見込証明書

この場合、卒業・履修見込証明書を提出した者にあっては、平成28年４月７日（木曜日）までに卒業・履修証明書及び栄養士免許取得見込証明書を提出すること。

エ　４の受験資格の⑸に該当する者が提出する書類　免許等照合書

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出先等

ア　受験に関する書類は、平成28年１月８日（金曜日）から１月15日（金曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、管理栄養士国家試験臨時事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　パソナ・札幌　国家試験担当
宮城県　パソナ・仙台　国家試験担当
東京都　パソナ　国家試験担当
愛知県　パソナ・名駅　国家試験担当
大阪府　パソナ・大阪　国家試験担当
岡山県　パソナ・広島　国家試験担当
福岡県　パソナ・福岡　国家試験担当
沖縄県　人材派遣センターオキナワ　国家試験担当

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、⑵アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所に書留郵便をもって送付することとし、平成28年１月15日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。

キ　受験に関する書類を受理した後は、受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

ア　４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者で実務終了見込証明書を提出した者にあっては、平成28年３月31日（木曜日）までに規定の実務を終えた証明書が、平成28年４月７日（木曜日）までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

イ　４の受験資格の⑷に該当する者で卒業・履修見込証明書を提出した者にあっては、卒業・履修証明書及び栄養士免許取得見込証明書が、平成28年４月７日（木曜日）までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

ウ　上記ア、イの書類を郵送する場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所に書留郵便をもって送付することとし、平成28年４月７日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　上記ア、イの書類を直接持参する場合の提出場所は、５⑵ウに掲げる事務所とし、受付時間は、平成28年４月１日（金曜日）から４月７日（木曜日）までの毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までとする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付

受験票は、平成28年３月４日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

なお、平成28年３月11日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　合格者は、平成28年５月10日（火曜日）午後２時に厚生労働省及び５⑵ウに掲げる各試験地の事務所にその受験地、受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には、厚生労働省から合格証書を平成28年５月10日（火曜日）に投函し郵送により交付する。